

静岡市社会福祉協議会

第3次

地域福祉 活動計画 実施計画



社会福祉法人
静岡市社会福祉協議会

CONTENTS

目 次

■ はじめに	
第3次地域福祉活動計画の策定にあたり	2
■ 第1章 地域福祉活動計画とは	
地域福祉を推進するための2つの計画	6
地域福祉活動計画「市全体実施計画」と「区実施計画」	7
計画期間	8
■ 第2章 第2次地域福祉活動計画の評価	
基本目標Ⅰ 福祉の心を育てます	10
基本目標Ⅱ 支え合いの仕組みを作ります	11
基本目標Ⅲ 福祉サービス・活動を充実します	13
■ 第3章 第3次地域福祉活動計画の基本理念とあるべき姿について	
施策体系図	16
計画推進の概念図	18
■ 第4章 第3次地域福祉活動計画実施計画（市全体計画）	
基本目標Ⅰ 一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり	21
基本目標Ⅱ 市民との協働による地域づくり	22
基本目標Ⅲ 地域福祉を担う人づくり	23
■ 第5章 静岡市社会福祉協議会として重点的に取り組むこと	
重点的な取り組みⅠ	27
重点的な取り組みⅡ	27
重点的な取り組みⅢ	28
■ 第6章 地区福祉懇談会 実施報告	
開催のねらい	30
地区福祉懇談会実施状況	30
懇談会の意見概要	30
■ 第7章 関係資料	
地域福祉活動計画策定の経過	36
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・名簿	37
地域福祉活動計画策定作業委員会設置要綱・名簿	40
地域福祉活動計画策定委員会委員長、副委員長メッセージ	42

※ 各区における実施計画については、それぞれの区の実施計画（別冊）をご覧ください。

はじめに ～第3次地域福祉活動計画の策定にあたり～

静岡市社会福祉協議会では、地域の自主的な活動を促進するために、平成18年4月からの5年間を期間とした第1次地域福祉活動計画、続く平成23年4月から4年間を期間として第2次計画を策定し、地域住民や関係機関とともに計画に基づき、地域福祉活動を実践してきました。

計画の期間中に、団塊の世代が定年退職を迎えるなど、高齢化が急速に進展することが予測されていたことから、シニア世代もボランティア活動などを通じ、積極的に地域活動へ参加するよう促進してきました。また、地域の活力を維持するためには、高齢者が生き生きと自立した生活が営めることが不可欠となりますので、介護予防策として地域ミニデイサービス（※1）の拡充にも努めてきました。

一方、核家族化が進む中、子育て中の親子が地域で孤立することの無いよう「子育てサロン」の開催など、子育て支援の充実に努めるほか、近年、精神障がい者も地域で生活が営めるような支援が求められており、その支援活動を充実させるために、精神保健福祉ボランティアの養成にも努めてきました。

このような取り組みの結果、地域福祉活動を実践する地区社会福祉協議会と一体となった身近な地域での継続的な活動へと実を結びつつあると実感しています。

今日のような社会環境の変化が激しい時代においては、雇用状況の厳しさから多くの生活困窮者を生み、社会的に弱い立場にある人々の孤立や孤独死などといった社会現象への対応が早急に求められています。

また、身近な地域を見ても、人と人との関係の希薄化とともに、住民の地域コミュニティへの帰属意識も薄れてきており、互いに助け合うといった意識も薄れてきた結果、ここにも様々な問題が顕在化してきています。

例えば、ゴミ出しや買い物が自分でできない老々介護世帯への支援、引きこもりや虐待などへの対応など、地域にも様々な課題が山積しています。

このような問題にどう対処していくかは大きな課題であり、これを解決するためには、地域住民が主体となった活動、いわゆる地域力を高めることが大切と考えます。

一方、本会では総合相談体制を整え、誰もが気軽に相談できる場の設置を目指して、平成 26 年度は、清水区でモデル的に総合相談支援窓口（※ 2）を開設し、相談者に寄り添って継続して支援していくことに取り組んでいます。平成 27 年度からは、葵区、駿河区にも窓口を設置し活動を広げていきます。

この相談窓口と、地域の福祉活動を支援するキーマンとなる地域福祉コーディネーター（※ 3）が中心となって、地域の皆さんと連携して、個別課題や地域課題に対応していきます。

静岡市地域福祉計画と一体的に作成した第 3 次地域福祉活動計画は、8 年後の静岡市のあるべき地域社会像を目指して取り組むものです。

本計画においては、福祉活動の更なる推進を図るために、生活困窮者自立支援法（※ 4）や、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の新たな枠組みも視野に入れた活動指針を策定しました。

この計画の趣旨を効果的に実施に移すため、各区の特性を活かした区ごとの実施計画を策定し、より一層充実した活動を目指していきますので、皆様方の更なるご協力をお願い申し上げます。

-
- ※ 1 地域ミニデイサービス…………… 地域住民が行う、高齢者を対象とした介護予防活動全般を示す（静岡市では地区社会福祉協議会が概ね月 2 回実施する S 型デイサービス事業が普及している）
 - ※ 2 総合相談支援窓口…………… 相談種別ごとの窓口で悩みを聞き、助言や課題解決に向けて専門的な支援窓口へつなぐ他、職員が相談者と共に課題解決に向けて取り組むことを目指す。
 - ※ 3 地域福祉コーディネーター… 地域での課題やニーズを発見し、相談や個別的な支援に継続的に関わる他、地域住民や専門機関と連携協働して課題解決に向けて取り組む人材。
 - ※ 4 生活困窮者自立支援法…………… 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行う。平成 27 年 4 月施行。

■ 第1章 ■

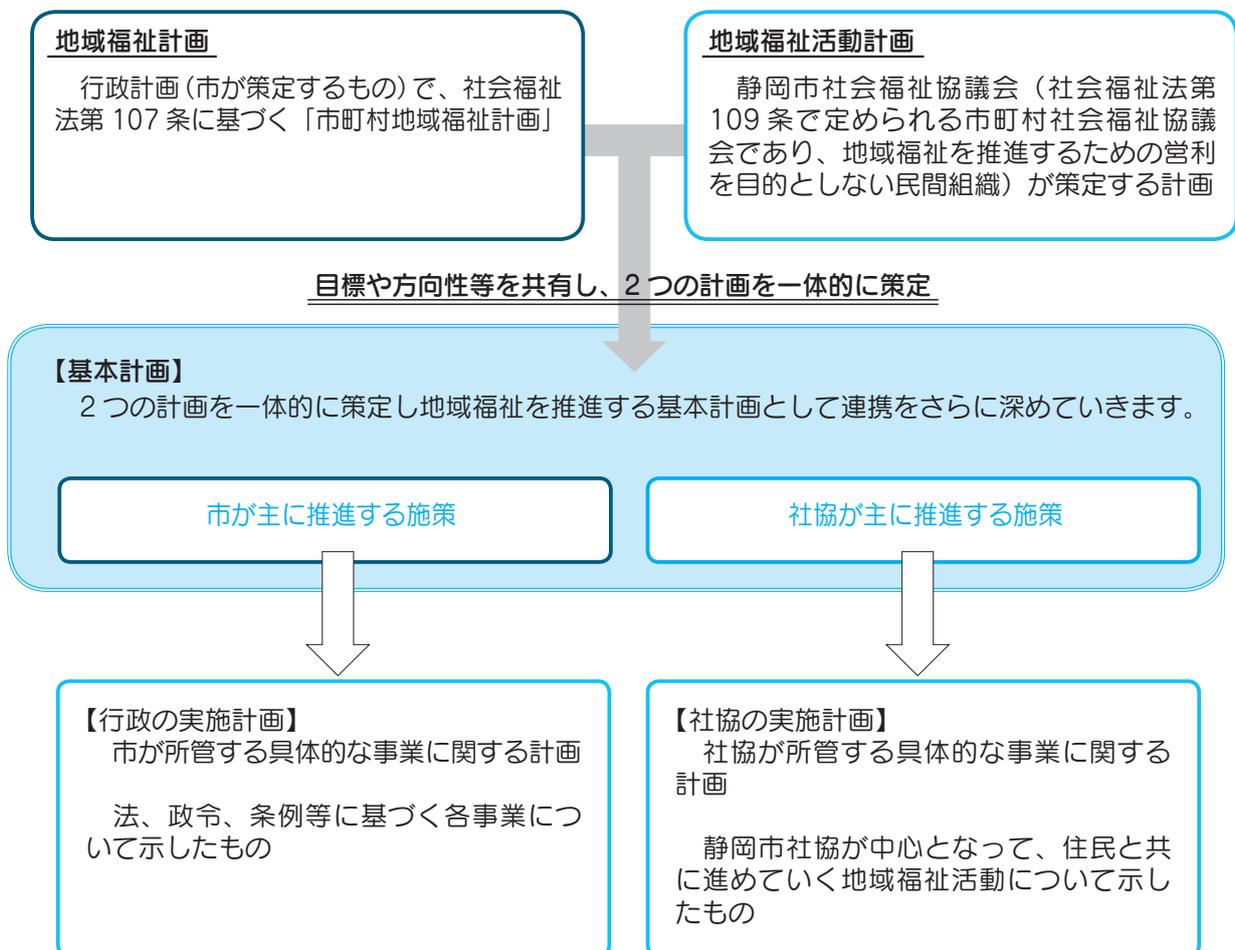
地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは

①地域福祉を推進するための2つの計画

静岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、民間の地域福祉活動を推進することを目的とした団体であり、現在までに第1次地域福祉活動計画、第2次地域福祉活動計画を策定し、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）やボランティア団体などと連携協働して、地域福祉推進に取り組んできました。

今回、第3次地域福祉活動計画の策定にあたり、静岡市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と目標や方向性等を共有することとし、2つの計画を地域福祉を推進する基本計画として一体的に策定することとしました。



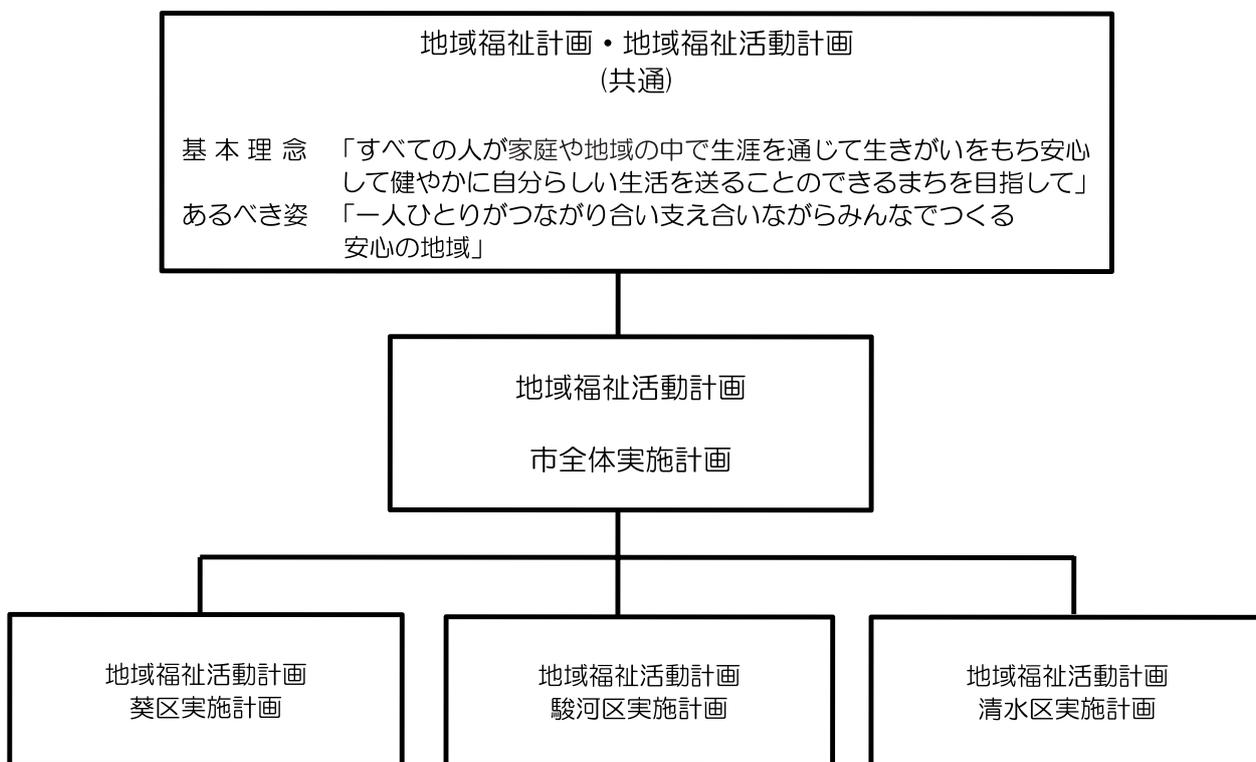
②地域福祉活動計画「市全体実施計画」と「区実施計画」

第3次地域福祉計画と地域福祉活動計画では、基本理念、あるべき姿、基本目標、施策の方向、基本施策を同じにして、地域福祉を地域住民、ボランティア、民間団体、行政等が連携協働して、一体的に推進していくこととしました。

その基本理念等を踏まえて市社協では、具体的な地域福祉推進のための方策や取り組みを実施計画として取りまとめることとしました。

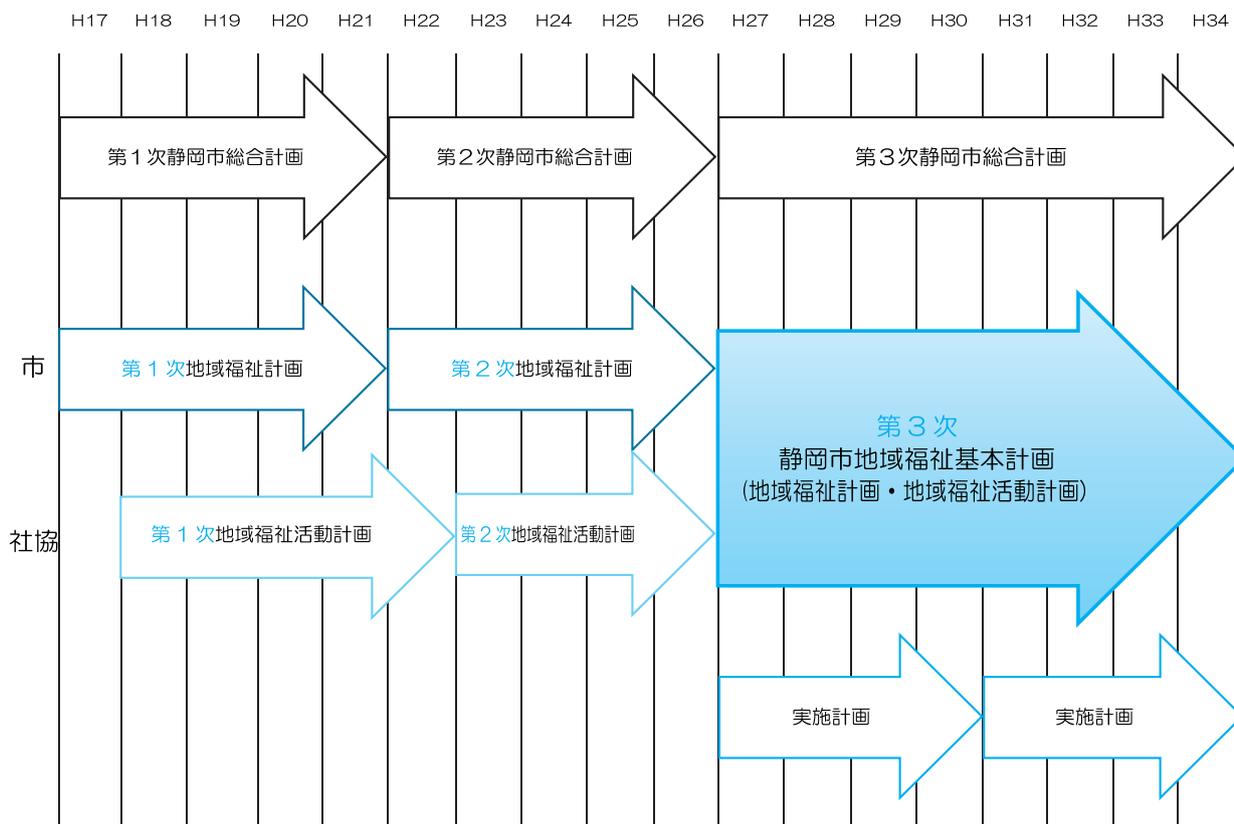
実施計画の策定に当たっては、基本施策ごとに地域福祉活動を進めていくための方策を事業内容として取りまとめ、静岡市全体の考え方をあらわしました。

また、現在具体的な地域福祉活動の支援等は、各区地域福祉推進センターで実施しているため、区の特性や地域活動の状況に応じた具体的な実施計画を策定して、より地域住民が身近に感じて、関わりを持つことができる実施計画の策定に努めました。



③計画期間

基本計画の計画期間は平成27年度から平成34年度までの8年間とします。実施計画については平成27年度から平成30年度までの前期と、平成31年度から平成34年度までの後期の2期に分け、後期実施計画は前期の評価・見直しを行い策定します。



■ 第2章 ■

第2次地域福祉活動計画の評価

第2次地域福祉活動計画の評価

本計画は、平成23年度から平成26年度までを期間とし、これまで地域住民と共に育ててきた地域福祉の成果を更に発展させようと、第1次計画の基本理念を踏襲し「つながり つながる つなぎあう ～育みあい支えあう住民主体の地域社会をめざして～」を理念に、福祉のまちづくりに向けて、3つの基本目標に基づく全59事業に取り組みました。

本計画の運営にあたっては、外部委員20名による評価推進委員会を組織し、全事業の進捗管理と評価を毎年度行ってきました。昨今の社会状況をふまえると、地域福祉活動の範囲や対象はより広がりを見せています。こうした中、本計画の運営と質の向上にあたり、各活動で共通するキーワードとなったのが「地域福祉コーディネーター（地区担当制）」の活動の重要性についてです。地域福祉コーディネーターには、「個別の生活課題を受けとめる役割」「地区社協と共に福祉活動を高めていく役割」「個の支援を広く地域の課題として広め活動を創る役割」「専門機関と連携して地域の福祉活動の『力』を高めていく役割」などがあります。

住民の福祉活動を高めていくためのファシリテーターとして、地域福祉コーディネーターの資質を高めていくことが、今後更に重要になっています。

基本目標1 福祉の心を育てます

子どもから高齢者まで、幅広い市民が「社会福祉」「ボランティア活動」などの情報を目にする機会を提供すると共に、福祉活動を身近に感じられる場としての啓発事業を実施しました。

また、福祉に関する理解を深めるため、学校における福祉教育の推進、地域における福祉教育の推進に取り組みました。

〈主な取り組み〉

実施計画の柱 福祉の心、関心を広げます

1 広報活動の充実 2 啓発活動の充実	
実績内容	広報紙の内容を見直したことにより「読みやすくなった」という多くの意見を頂きました。また、「ふれあい広場」や「福祉のまつり」などの福祉啓発イベントを福祉団体やボランティアグループなどと協働して実施し、市民の福祉意識の向上に努めました。
今後の課題	インターネットの普及や利便性をふまえ、ホームページやfacebookなど電子媒体における広報活動の拡充に努めていくことが今後の課題です。また、長年実施している福祉啓発イベントについては、運営方法の見直しを行い、より一層福祉団体のイベントとなるように進めます。

〈主な取り組み〉

実施計画の柱 子どもから高齢者まで、すべての人の福祉に関する理解を深めます。

1 学校における福祉教育の推進 2 地域における福祉教育の推進 3 福祉教育を推進するための基盤強化	
実績内容	学校における福祉教育の展開では、助成金の交付要綱を見直すと共に、地域と共に活動できるような仕組みを作り、学校と地域とが一体的に取り組める環境整備を行いました。また、福祉教育に関する「活動事例集」を各学校に配付し、取り組み内容や進め方の参考書として活用できるようにしました。
今後の課題	福祉教育を実践するサポーターの養成や福祉施設や団体との連携、地区社協を核とした小地域における福祉教育の取り組みが十分進められていない点が指摘され、今後更に拡充できるようにしていくことが課題となっています。

基本目標Ⅱ 支え合いの仕組みを作ります

誰もが安心して暮らせるためには、住民相互の交流を深め、地域に暮らす住民が自ら福祉課題をつかみ学習しながら、専門的なサービス、住民参加の福祉活動、ボランティア活動などにより福祉課題の解決に取り組むことが大切です。こうしたことから、地区社協活動、ボランティア・市民活動、当事者の交流と仲間づくり、みんなで支え合う仕組みづくりについて推進しました。

〈主な取り組み〉

実施計画の柱 地区社協活動を推進します

1 地区社協の組織体制・推進体制づくり 2 地区社協活動の充実 3 地区社協活動充実のための財源確保と拠点整備への支援 4 地区社協活動の支援体制づくり	
実績内容	地区社協活動への支援の充実を図り、活動の充実を目指すために地域福祉コーディネーターが担当地区の支援にあたり、地区社協と密接に関わってきました。結果として地域包括支援センター等の専門機関とのネットワークが構築できたことにより、個人の抱える生活課題を地域課題として受け止めていこうとする動きがみられました。
今後の課題	地区社協の組織基盤の強化において、地区社協全体の横のつながりのための連絡会の創設、各地区社協の事務所拠点の整備、広報や担い手の育成が課題であり、引き続いて地域福祉活動の拡充のために、取り組みを強化していく必要があります。 また、地域福祉コーディネーターの資質の向上を目指し地域への支援を拡充する他、障がい者や児童等の専門機関と連携し、地域における当事者支援の拡充を目指します。

〈主な取り組み〉

実施計画の柱 ボランティア・市民活動を推進します

1 ボランティア活動の調査研究 2 ボランティア情報の発信と意識啓発 3 ボランティアの育成 4 障がい者、高齢者などの生活に密着したニーズへの対応 5 ボランティア拡大のための基盤整備 6 災害時のボランティア活動	
実績内容	日常生活の課題解決を目指した「生活支援ボランティア」(※5)の養成を行い、実際の活動が各区において始まりました。また、災害ボランティアセンターの円滑な開設に向けて関係機関、団体と開設検討委員会を開催し、平成26年台風18号被害の災害ボランティアセンターの開設運営に役立てました。
今後の課題	メール等の電子媒体によるボランティアに関する情報発信力の不足や、企業等との協働事業に取り組みなかったこと、また、ボランティアに関する活動実態や市民ニーズの把握ができていないこと等が課題となっています。今後は、多様なボランティアが地域活動の担い手として参画できるようボランティア・市民活動センターとしての機能の充実を図っていく必要があります。また、ボランティアセンターとして需給調整などのコーディネート機能の充実が求められています。

※5 生活支援ボランティア…………… 日常生活上のちょっとした困りごと(電球の取り換え、ゴミ出し、話し相手など)に対して、支援を行うボランティア活動

〈主な取り組み〉

実施計画の柱 当事者の交流と仲間づくりを進めます

1 当事者団体と仲間づくりの推進 2 当事者団体の連携と協働体制の推進	
実績内容	生活上の課題解決に向けた個別的な支援を展開するために、障がい者団体と連携し、協働で取り組むことで「心の病」を抱える人やその家族を支える支援者の養成や居場所づくりを進めました。
今後の課題	今後は、引きこもりなどの新たな課題を抱える当事者やその家族、支援を行う活動団体との連携を、より強化出来るよう進めていく必要があります。また、当事者団体の活動実態の把握に努め、必要な支援の在り方を検討していきます。

〈主な取り組み〉

実施計画の柱 みんなで支え合う仕組みを作ります

1 市・区・地区でのネットワークづくり 2 災害時要援護者支援ネットワークづくり	
実績内容	地域福祉コーディネーターを配置し、個人の生活課題解決に向けて、関係機関や地域の方々と取り組むネットワークの構築を目指すとともに、災害時にも活かせるような地域内のつながりづくりを進めてきました。
今後の課題	今後は、これらの地域内ネットワークづくり、つながりづくりの活動の継続と共に、こうした活動を、より広めていけるよう取り組みます。

基本目標Ⅲ 福祉サービス・活動を充実します

住民の暮らしを支えていくためには、適切な福祉サービスが実施されることが必要です。そのために子どもから高齢者まで地域住民がいきいきと暮らせるために、子育て支援事業や介護保険事業を実施した他、管理運営を行う指定管理事業の受託による運営、日常生活自立支援事業の推進に取り組みました。

〈主な取り組み〉

実施計画の柱 必要な福祉サービスを提供します

1 住民ニーズの把握 2 必要な福祉サービスの提供	
実績内容	児童館などの指定管理事業や介護保険事業、保険事業以外の地域福祉サービス提供の実施については、利用者のニーズに沿った事業実施を進めることが出来ました。また、新たなニーズ把握や総合的に相談を受けとめる支援に結びつける「総合相談支援事業」に取り組み、継続的に相談者に係る基盤を整備しました。
今後の課題	ひきこもりなどの社会的孤立や、生活支援などの課題に対するサービスや活動について、関係機関と連携強化して取り組んでいきます。

〈主な取り組み〉

実施計画の柱 福祉サービス利用者の権利を守ります

1 日常生活自立支援事業の推進 2 法人後見事業の推進	
実績内容	日常生活自立支援事業（※ 6）、法人後見事業（※ 7）に積極的に取り組み、認知症高齢者、知的障がい者などの自立生活を支援しました。また、事業運営に必要な関係機関との連携強化に取り組みました。
今後の課題	これらのニーズは今後も増加することが予測されるため、より安定した事業運営に努めていくことが必要になっています。 また、引き続いて市民後見人養成事業（※ 8）の研究を進めていきます。

※ 6 日常生活自立支援事業 …… 判断能力が不十分な方を対象に、本人との契約に基づき、日常生活を送る上で必要な福祉サービス等を利用するための援助やそれに伴う金銭管理の援助を実施する事業。

※ 7 法人後見事業 …… 判断能力が低下した方の身上監護や財産管理を行うために、家庭裁判所が社会福祉法人や社団法人等を成年後見人等に選任して行う事業。

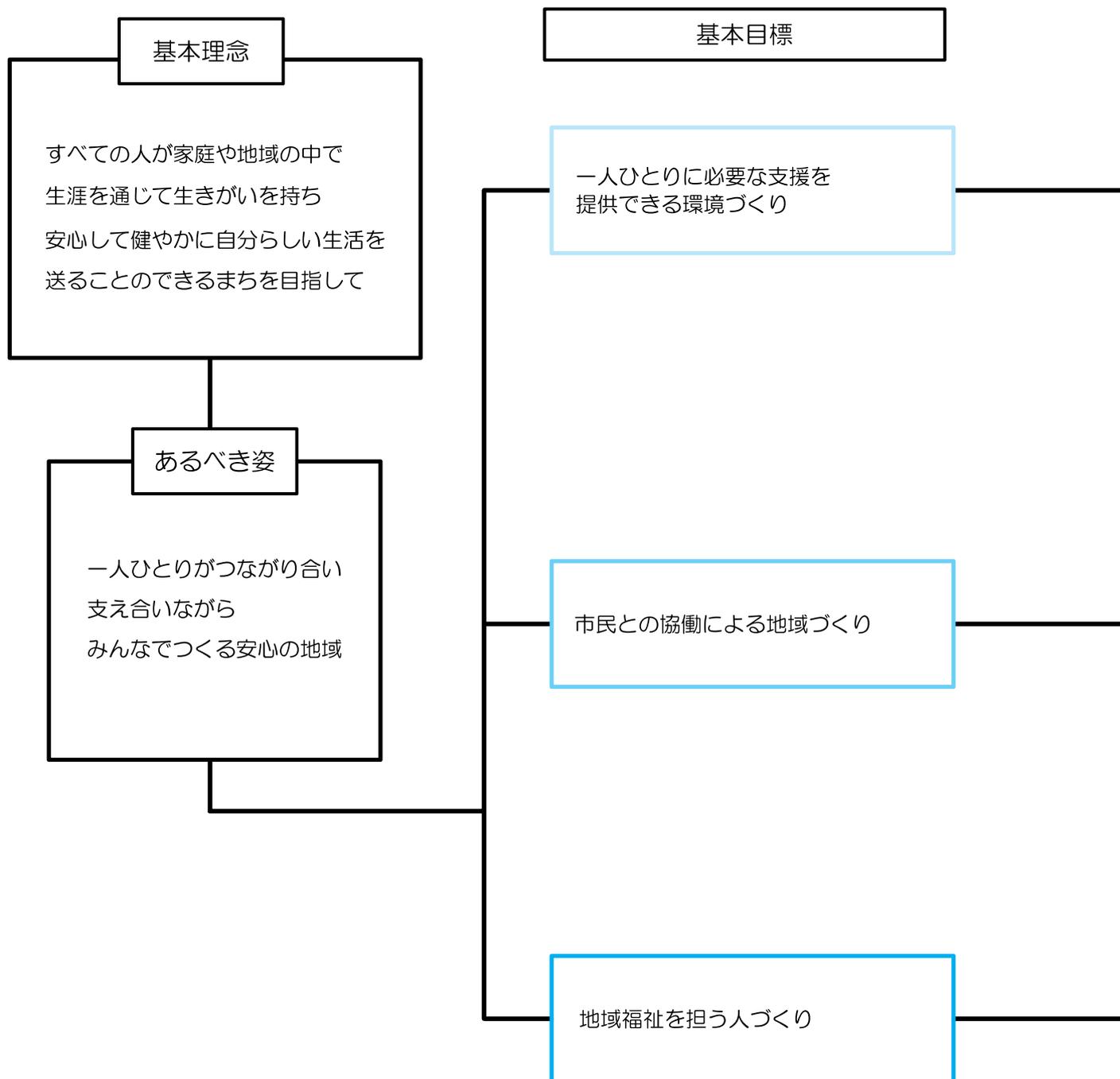
※ 8 市民後見人養成事業 …… 身近な市民としての特性を活かした後見活動を展開する市民後見人を養成する事業（現在、静岡市では養成していない）

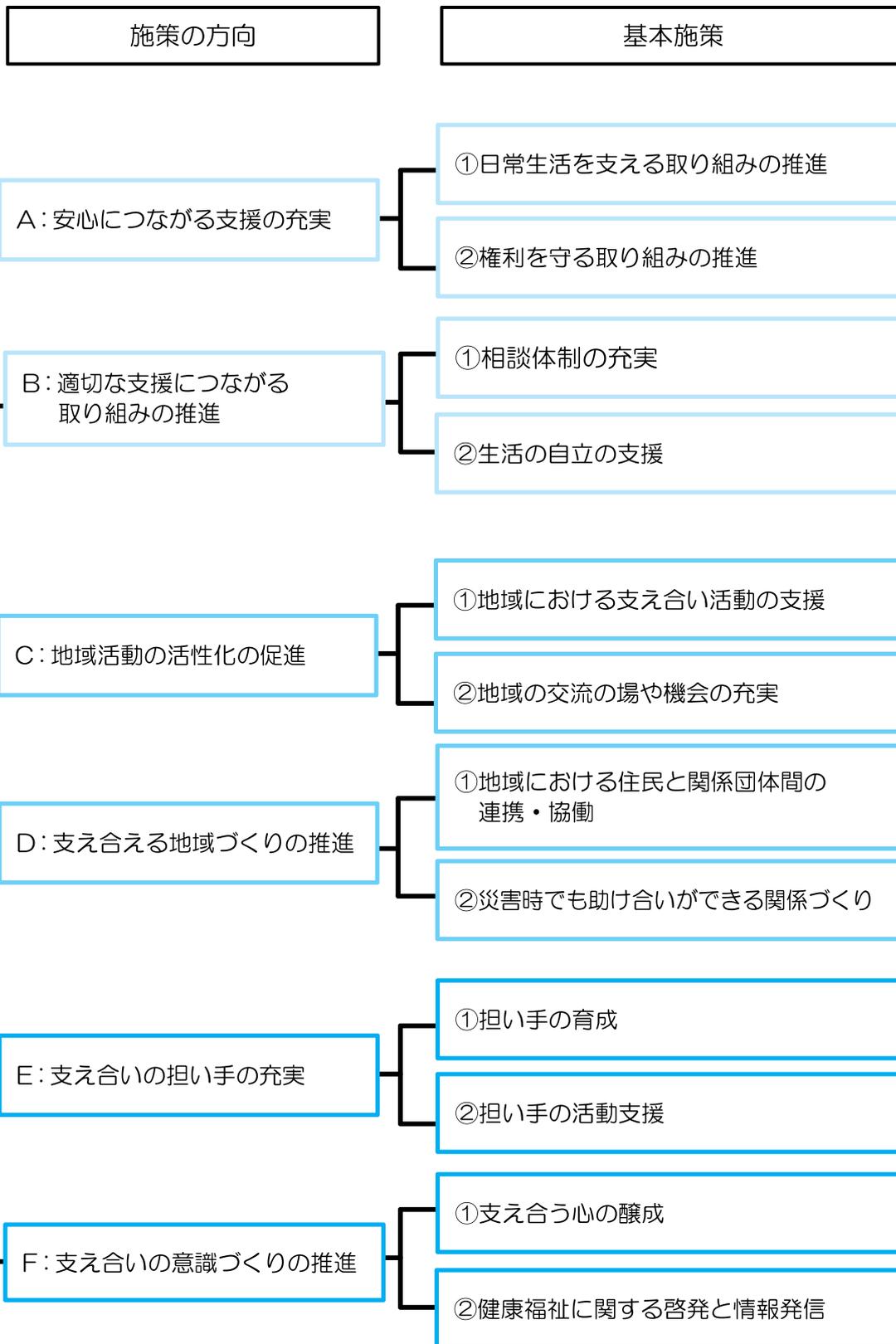
■ 第3章 ■

第3次地域福祉活動計画の基本理念と あるべき姿について

第3次地域福祉活動計画の基本理念とあるべき姿について

①施策体系図



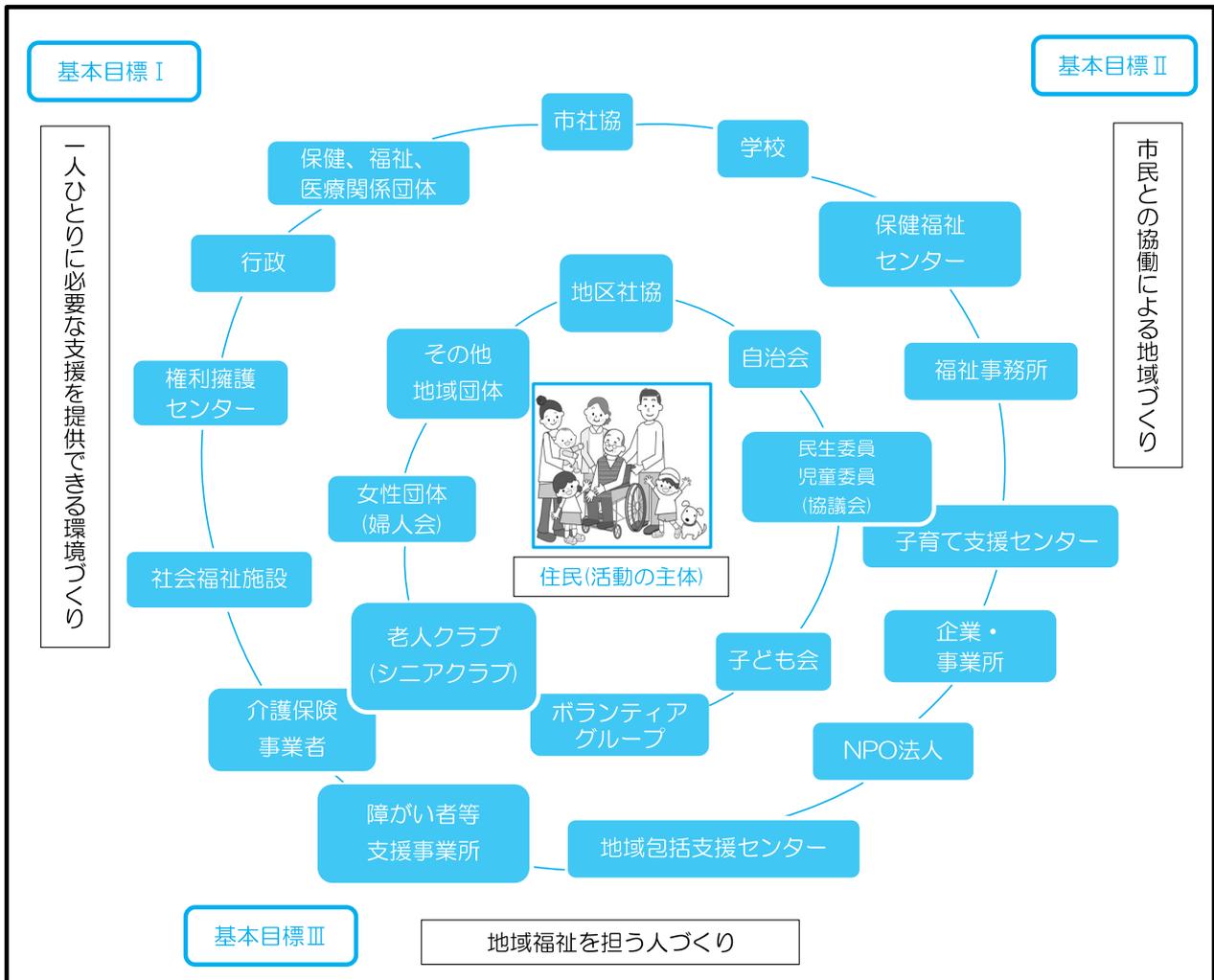


②計画推進の概念図

第3次地域福祉活動計画は、基本理念・あるべき姿の実現に向け、3つの基本目標をかかげて行政、福祉関係機関や福祉団体、地域の住民組織や団体、ボランティアと連携・協働して取り組んでいきます。

基本理念 「すべての人が家庭や地域の中で生涯を通じて生きがいを持ち安心して健やかに自分らしい生活を送ることのできるまちを目指して」

あるべき姿 「一人ひとりがつながり合い支え合いながらみんなでつくる安心の地域」



■ 第4章 ■

第3次地域福祉活動計画実施計画 (市全体計画)

第3次地域福祉活動計画実施計画（市全体計画）

第3次地域福祉活動計画実施計画は、3つの基本目標ごとに立てた施策の方向、基本施策にそって、それぞれ「市社協の役割」「地区社協・自治会・関係団体等に取り組んで欲しいこと」「私たち（市民・ボランティア）にできること」にまとめました。

① 市社協の役割

今回の計画の基本理念・あるべき姿にそって、市社協の役割を基本施策ごとにまとめました。

社会福祉協議会の使命である地域福祉推進、及び住民の日常生活を支える取り組みとして介護保険事業や、行政からの受託事業、日常生活自立支援事業などを計画の中に位置づけ、市社協全体として第3次地域福祉活動計画の中で取り組んでいく事業としました。

② 地区社協・自治会・関係団体等に取り組んで欲しいこと

地域福祉活動計画は、市社協だけで推進することができないわけではありません。市社協が民間団体として中心的な役割を果たしていくことはもちろんですが、住民や地区社協、関係団体等の主体的な参加なくしては、地域福祉は進んでいきません。

そこで、今回の実施計画では、地区社協・自治会・関係団体に、この計画を通して取り組んで欲しいことをあらわしました。

行政や市社協がいくら良い制度やサービス、活動を行っても、住民が利用できなければ意味がありません。そのために全ての項目で、制度やサービス、活動に対する、住民への理解や情報提供、参加を、取り組んで欲しいことに掲げました。

行政、市社協、地区社協、自治会、関係団体、住民、ボランティア等との連携と協働により、今回の計画を進めていきます。

③ 私（たち）〔市民・ボランティア等〕にできること

地域福祉は全ての住民が安心して健やかに暮らせるまちを目指すものであり、みんなで作る安心の地域を目標にしています。つまり住んでいるまちは、一人ひとりの住民の参加なくしては安心の地域にはなっていきません。

今回の計画では、この計画にそって住民やボランティア一人ひとりが、何をしていけば良いのかを考えていただくために、「私（たち）〔市民・ボランティア等〕にできること」の欄を作りました。

基本目標 1

一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり

施策の方向 安心につながる支援の充実

基本施策	事業内容	市社協の役割	地区社協・自治会・関係団体等に取り組んで欲しいこと	私(たち)〔市民・ボランティア等〕にできること
日常生活を支える取り組みの推進	社会環境の変化や諸制度の動向を見極め、複雑化・多様化するニーズへ対応できるよう公的なサービスの適正な実施と支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の実施 ・児童館、子育て支援センター等の指定管理施設受託 ・中央福祉センター等の指定管理施設受託 ・放課後児童健全育成事業等の受託 ・必要な制度、サービスの提案 ・その他必要な日常生活支援の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度やサービスについての理解促進 ・制度、サービスの情報提供 ・必要な制度、サービスの提案 	
権利を守る取り組みの推進	子どもから高齢者まで、全ての人の権利を守ると共に、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心、安全にその人らしく生活できるように権利擁護の取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の充実 ・法人後見事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での権利を守る取り組みへの理解促進 ・権利を守る取り組みの情報提供 ・支援を必要とする人を支えるための連携の強化 	

施策の方向 適切な支援につながる取り組みの推進

基本施策	事業内容	市社協の役割	地区社協・自治会・関係団体等に取り組んで欲しいこと	私(たち)〔市民・ボランティア等〕にできること
相談体制の充実	住民が抱える生活課題や様々なニーズを把握し、適切な支援に結びつけるために相談支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援事業の充実 ・住民に身近な相談窓口設置支援 ・各セクションでの相談機能の強化と相互の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする人を相談窓口につなぐ情報提供 ・地区相談窓口の開設 ・各団体の専門相談の実施 ・支援における相談窓口間の連携 	
生活の自立の支援	経済的な課題を抱える世帯への支援と困窮状態からの早期脱却を目指すための支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業の受託、実施 ・生活困窮者自立支援に取り組む団体との連携 ・生活福祉資金貸付制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援機関の情報提供 ・生活困窮者支援の取り組みへの協力 ・支援機関、団体のネットワークづくり 	

基本目標Ⅱ 市民との協働による地域づくり

施策の方向 地域活動の活性化の促進

基本施策	事業内容	市社協の役割	地区社協・自治会・関係団体等に取り組んで欲しいこと	私（たち）〔市民・ボランティア等〕にできること
地域における支え合い活動の支援	地域における支え合い活動の継続的な実施を目指し、活動基盤となる組織を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協活動の理解促進 ・ 地区社協の運営支援 ・ 地区社協活動の活性化の推進 ・ 地区社協活動の支援体制の充実 ・ 連絡会への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協運営基盤づくり ・ 地区社協活動の理解促進 ・ 地区社協を支える各種団体の連携強化 	
地域交流の場や機会の充実	住民が集い、交流を深める機会を増やし、交流機会と参加の場の充実を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・ S型デイサービス実施地区支援 ・ 子育て支援事業実施地区支援 ・ 世代間交流事業（居場所）の充実 ・ その他住民交流や支え合い活動実施地区、団体支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民交流、支え合い活動への理解促進 ・ 住民交流、支え合い活動への参加 ・ 住民交流、支え合い活動の場づくり ・ 住民交流、支え合い活動の実施 ・ 住民交流、支え合い活動団体のネットワーク 	

施策の方向 支え合える地域づくりの推進

基本施策	事業内容	市社協の役割	地区社協・自治会・関係団体等に取り組んで欲しいこと	私（たち）〔市民・ボランティア等〕にできること
地域における住民と関係団体間の連携・協働	地域の福祉課題を地域で解決するために住民や地域の関係団体等が連携・協働して取り組めるよう進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での支え合いの仕組み作りを推進 ・ 当事者の交流機会の充実 ・ 当事者支援団体との協働の推進 ・ 地域での支え合い活動団体の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を抱える当事者同士の交流 ・ 地域での支え合いの仕組みづくりへの連携と参画 ・ 地域での支え合いの仕組みづくりのためのネットワーク 	
災害時でも助け合いができる関係づくり	日常から支え合える仕組みづくりと災害時に助け合える仕組みを作る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉コーディネーター業務の充実 ・ 災害ボランティアセンター開設準備 ・ 災害ボランティアコーディネーターの育成 ・ 災害ボランティア、助け合い活動の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉コーディネーターとの協働 ・ 災害時での地域支え合いの活動の推進 ・ 災害ボランティア、助け合い活動の理解促進 ・ 災害ボランティア団体の連携、協働 	

基本目標Ⅲ 地域福祉を担う人づくり

施策の方向 支え合いの担い手の充実

基本施策	事業内容	市社協の役割	地区社協・自治会・関係団体等に取り組んで欲しいこと	私(たち)〔市民・ボランティア等〕にできること
担い手の育成	地域における支え合いやボランティア活動の推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い活動、ボランティア活動の理解促進 ・高齢者等の支え合い活動、ボランティア活動への参加促進 ・日常生活支援ボランティアの養成 ・人材育成のための講座や研修会の実施 ・地域福祉活動を支える人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内でのボランティア養成 ・地域内での支え合い活動への理解促進 ・地域福祉活動を支える人づくり 	
担い手の活動支援	地域活動やボランティア活動が継続的に実施できるよう、活動支援や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する情報収集とニーズ把握 ・支え合い活動、ボランティア活動団体支援 ・講座や研修会参加者の組織化 ・当事者支援者等の交流機会の充実 ・支え合い活動、ボランティア活動の連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内のボランティア活動の支援 ・地域内のボランティア活動の啓発 ・地域内のボランティア情報の提供 ・地域内のボランティア団体の連携 ・地域内のボランティアセンターづくり 	

施策の方向 支え合いの意識づくりの推進

基本施策	事業内容	市社協の役割	地区社協・自治会・関係団体等に取り組んで欲しいこと	私(たち)〔市民・ボランティア等〕にできること
支え合う心の醸成	福祉への関心を広め、支え合う心を醸成する機会の充実を目指す。認知症や介護保険制度など超高齢社会に応じた地域住民の福祉への理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進 ・福祉に関する理解を深めるための機会の充実 ・地区社協の福祉教育活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や専門機関等との連携と協働 ・地域での福祉教育の実施 ・福祉教育活動への参加、協力 ・地区社協事業を通して福祉教育の実施 	
健康福祉に関する啓発と情報発信	健康福祉に関する個人の意識を高めるための情報発信や啓発事業の充実を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動、啓発活動の充実 ・福祉に関する情報提供の充実 ・福祉啓発の場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での広報啓発活動の充実 ・団体が連携して取り組む啓発活動の充実 	

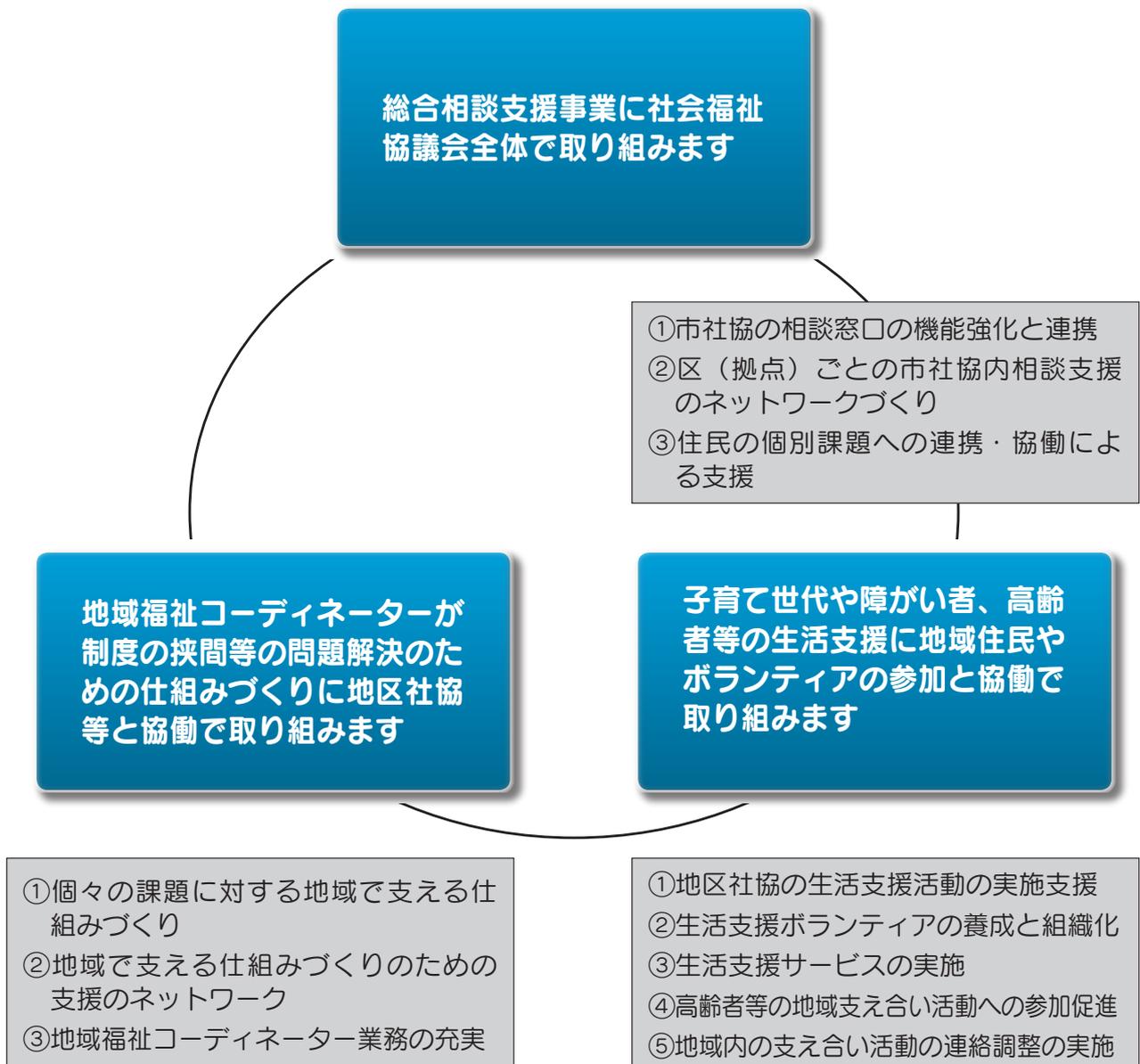
■ 第5章 ■

静岡市社会福祉協議会として 重点的に取り組むこと

静岡市社会福祉協議会として重点的に取り組むこと

市社協では第3次地域福祉活動計画を推進する上で、下記のとおり重点的に取り組むことを定めて、地域福祉を推進していきます。

期	間	平成27年度から平成30年度までの4年間
目	標	子育て世代、障がい者、高齢者などの様々な生活課題や福祉課題を解決するために、地域福祉コーディネーターが地域住民やボランティアの参加により、課題解決の仕組み、生活支援の取り組みを進め、地域社会全体で支援が必要な住民を支えていきます。



【重点的な取り組みⅠ】 総合相談支援事業に社会福祉協議会全体で取り組みます。

目 標	生活上の困りごとを身近に相談できる体制の整備と共に、課題解決に向けて専門機関等の他職種と連携・協働する他、自立した生活が継続できるように相談者を支える機能の充実を目指します。	
取り組みの視点	説 明	実施項目
市社協の相談窓口の機能強化と連携	市社協内の各相談窓口で受けた相談について、市社協全体で内容等の共有をはかります。	各相談窓口との相談対応連携の仕組みづくり
区（拠点）ごとの市社協内相談支援ネットワークづくり	区（拠点）ごとの相談窓口間の連携をはかり、住民の相談に対して市社協全体で対応を進めていきます。	①市社協内相談窓口連絡会開催 ②市社協内相談連絡シート作成
住民の個別課題への連携・協働による支援	相談内容に対して、市社協内のそれぞれの専門的な支援をあわせて、一体的な支援を実施します。	市社協内支援の連絡調整会議開催

【重点的な取り組みⅡ】 地域福祉コーディネーターが制度の狭間等の問題解決のための仕組みづくりに地区社協等と協働で取り組みます。

目 標	日常の生活課題は多様化し、制度やサービスで対応できないことがあります。個別の課題は他人事ではなく、地域に潜在的にある問題として、個別支援の解決を地域ぐるみで取り組むこと、地域で支え合う仕組みを作る為に、地域と共に考え関係団体や専門機関と連携して取り組む人材である地域福祉コーディネーターの拡充を目指します。	
取り組みの視点	説 明	実施項目
個々の課題に対する地域で支える仕組みづくり	地域福祉コーディネーターとして課題を受けとめ、専門機関や地区社協、ボランティア等と連携して課題解決の仕組みづくりに取り組みます。	地域福祉コーディネーターの日常的な調整活動
地域で支える仕組みづくりのための支援のネットワーク	個々の課題解決を通じた地域で支える仕組み作りに向けた関係機関や地域関係者等によるネットワーク会議を開催します。	仕組みづくりネットワーク会議開催
地域福祉コーディネーター業務の充実	地域福祉コーディネーターが各専門機関や地区社協、ボランティア等と連携、協働して仕組みづくりに取り組めるよう、資質向上をはかります。	地域福祉コーディネーター会議、研修会の開催

【重点的な取り組みⅢ】 子育て世代、障がい者、高齢者等の生活支援に地域住民やボランティアの参加と協働で取り組みます。

目 標	<p>子育て世代、障がい者、高齢者等の支援の必要な方が増え、制度やサービスだけでは解決できなくなっています。</p> <p>ゴミ出し、家の中の片づけなどの日常生活を送る上で、必要な支援を、身近な地域社会の中で気軽に頼めるような地域づくりを進めると共に、地域だけでは解決できない課題に取り組む生活支援ボランティアの育成や、担い手となる高齢者等の支え合い活動やボランティア活動への参加を進めていきます。</p>	
取り組みの視点	説 明	実施項目
地区社協の生活支援活動の実施支援	高齢者や障がい者等地域住民に対する生活支援活動に地区社協が主体的に参加協力していただくために、生活支援活動への理解を促進します。	①地区社協関係会議において生活支援活動への協力要請 ②地区社協の生活支援活動実施への支援
生活支援ボランティアの養成と組織化	地域で暮らす高齢者等の日常生活を支援するボランティアの養成と、活動を進めていくための生活支援ボランティアグループの組織化に取り組みます。	①生活支援ボランティア講座実施 ②多様なボランティアグループ組織化と継続的な支援
生活支援サービスの実施	地域住民が安心して暮らせるために必要な生活支援サービスについて、関係機関と連携協働して、住民の参加により取り組んでいきます。	①生活支援サービス実施に向けた検討会の開催 ②生活支援サービスニーズ調査 ③必要な生活支援サービス実施
高齢者等の地域支え合い活動への参加促進	地域での支え合い活動が今後より一層必要になっていくことを踏まえて、特に参加が期待される元気な高齢者の、支え合い活動への理解と参加を促進します。	高齢者対象の地域支え合い活動研修会開催
地域内の支え合い活動の連絡調整の実施	地域で日常生活上の困りごとへの支援が必要な高齢者等に対して、必要な地域での支え合い活動などを地区社協等と連携して進めます。	地域支え合い活動団体連絡会の開催

■ 第6章 ■

地区福祉懇談会 実施報告

地区福祉懇談会 実施報告

1) 開催のねらい

本計画の策定にあたり実施した市民アンケート調査で出た意見を基に、住民の福祉課題を解決する方策を話し合ったり、地域で求められている活動を皆で話し合い、今後、地区社協が取り組む福祉活動について考え、計画に反映することを目的に実施しました。

2) 地区福祉懇談会実施状況

市内9地区(葵区3地区、駿河区3地区、清水区3地区)で開催し、延べ416名の方々にご出席いただきました。また、葵区の中山間地域の方々10名にもお集まり頂き、懇談会を行いました。

No.	地区名	区名	期 日	会 場	助言者	参加人数
1	安東	葵区	9月30日(火)	JA 安東支店	江原勝幸氏 (静岡県立大学短期大学部准教授)	38名
2	安西	葵区	9月26日(金)	末広町公民館	—	34名
3	南藁科	葵区	9月25日(木)	静岡老人ホーム 2階会議室	鈴木俊文氏 (静岡県立大学短期大学部講師)	30名
4	東豊田	駿河区	9月27日(土)	池田公民館	鈴木俊文氏	39名
5	東源台	駿河区	10月18日(土)	中吉田公民館	—	18名
6	長田南	駿河区	10月 4日(土)	用宗公民館	—	36名
7	江尻	清水区	3月12日(水)	江尻生涯学習交流館	—	50名
		清水区	9月24日(水)	江尻生涯学習交流館	江原勝幸氏	65名
8	高部	清水区	10月 1日(水)	高部生涯学習交流館	江原勝幸氏	69名
9	由比	清水区	9月18日(木)	蒲原支所由比会議室	江原勝幸氏	37名
10	中山間地	葵区	11月26日(水)	藁科保健福祉センター	—	10名
合計			11回		426名	

注：全て平成26年実施

3) 懇談会の意見概要

①日常生活を支える取り組みの視点

- ・ 地区で子どもを生んだ世帯へお祝い金を分けている。
- ・ 高齢者は自動車があれば買い物も容易だが、往復も歩かねばならず、とても大変。
- ・ 80代の方が免許を返納したため買い物にいけなくなっているが、ご近所には頼みづらい様子。頼ってくればよいが、気を遣っているようで、タクシーを使っている。
- ・ 通院、買い物などの送迎ボランティアが必要になるのではないか。
- ・ 開発が進んで、年々環境が変化(遊び場所の減少)。
- ・ 一人暮らし高齢者のサポート(日常生活の手伝い)。
- ・ ゴミ出しが大変な方が多いと聞く。

- ・ 買い物をする場（スーパー）が少ない。
- ・ 空き家対策もしているが、生涯現役の地域では担い手はおらず、人を呼び込むことが必要。
- ・ 高齢者宅への友愛訪問を年2回実施しているが、担い手が高齢化しているのが課題。

②相談体制の充実の視点

- ・ 困ったことがあっても、他地区に住む家族に頼り地域の中で支援を求められる人はいない。
- ・ ちょっとした困りごとの「何でも受付センター」設置。
- ・ 個別の困りごとを調整するためにも、電話を設置する安心拠点が必要である。
- ・ ちょっとした困りごとを頼むシステム（ポイント制度）があると良い。
- ・ 高齢化率は低いが、何かしらの支援が必要な人の数は多い。日常の細やかな困りごとが、病気や困窮をきっかけに深刻になるケースも多い。

③地域における支え合い活動の視点

- ・ 防災と福祉をまちづくりの要として進めており、それを進めていくためのシステムが必要。防災は各町内に防災担当の役員がいるので、例えば福祉担当の副会長を各町内に置くなど考えられるのではないか。
- ・ S型デイサービスの参加者について、数が多ければ良いのではない。参加者が良かったといってくれることが大切。
- ・ 各種団体が縦割りで、互いの活動をよく知らない。
- ・ この懇談会のような会を2、3ヶ月に1回くらい実行し、問題提起や解決の場にする。
- ・ 高齢者等支援を必要としている人を支援するお助けマンの組織化をしたい。老人クラブ（シニアクラブ）などと連携ができるとよい。
- ・ S型デイサービスは地域の活動の基盤となる。会場がある地域とない地域でサービスの地域格差が生まれる。市社協に拡充するサポートを希望する。
- ・ 子どもが少なくなっているが、少ないからこそ地域の見守りが必要。子どもの見守りを地域で支援することが必要。地区社協で何か支援できないか。
- ・ 地区ごとに行われている祭り（盆踊り）を複数の自治会や連合の単位でできないか。
- ・ 地区社協に青年部があるとよい。（世代間交流事業を行っても参加者が少ない）
- ・ 個人情報をもっとオープンにしてほしい。一人暮らしの人がなくなった時、緊急連絡先を自治会長も知らずに困った。近所の誰々というのが分からなくなっている。独居の人が亡くなる、救急車を呼ぶ、郵便物がずっと溜まっているなどの時の連絡先として、隣近所くらいでもよいので共有できるようにしてほしい。

④交流の場や機会の充実の視点

- ・ 地域福祉懇談会のように地区社協、地域住民、市社協、包括で意見を交わし、住みよい福祉の町を作るための会議は大切だ。また、意見を交わすだけでなく実行していかなければならない。
- ・ 地域の集会所に「集まらなければ」ではなく「集まろう！」という思いを持ってもらえるよ

うに、子育てサロンなどを実施している。

- ・老人クラブ(シニアクラブ)に入会する人は少ないのが現状。子どもといかに交流をして、これから展開していくかということにも着目し、特に子供会と一緒に実施していこうと進めている。
- ・関わってほしくない高齢者もいる一方、声をかける、話をする事で、喜ぶ高齢者は多い。意識して自ら声を掛け合える地域にしたい。
- ・大岩二丁目の集会所のように、カラオケ、輪投げ、民謡、囲碁、将棋、子育てサロン(※9)など、好きな時に好きな人が集まってこられる場所になるといい。(町内会から助成もある)
- ・小学校の時のように人生の年代別パートナーを作ってみてはどうか。例 40歳と70歳がペアを組むとか、40歳代の会のように年代ごとの会を新たに創設してみてはどうか。出てくるきっかけをたくさんつくっておく必要がある。男性は興味を持つと参加する。夜の会をつくっておくと参加しやすい。
- ・世帯が少なく組織的な活動が困難な単位自治会で、公民館で茶話会を開いている。
- ・気軽に住民が立ち寄ることのできる町カフェの居場所づくりができるといい。
- ・S型デイサービスが全地域できているわけではない。居場所づくりの必要性も感じる。
- ・公営住宅が多く、平均年齢が70歳以上と高い。孤立防止のためにS型デイサービスをやっているが、S型デイサービスが必要なところ=高齢化率の高いところではスタッフが集まらない。関係なく集まれる場所が必要。
- ・世代間交流の場として運動会は貴重な機会であるが、高校生・大学生が参加できない。ふれあう機会を逸している。

⑤地域における住民と関係団体の連携・協働

- ・「顔見知りがつづく」をモットーに防災訓練に力を入れてきている。防災訓練でできたつながりをもとに、まちづくりの地域計画を1年間かけて行いその結果、住民が団結してきた。
- ・一人暮らし高齢者など、見守りを民生委員だけでなく、住民みんなでやっていくことが必要。
- ・地区社協は、様々な団体の共同体。お互いの活動を知り、お互いを助け合う組織。本日のグループなどは、地区社協の縮図のよう。様々な町内、様々な立場にいる住民が集まり、ざっくばらんに意見交換を行う。このような地域福祉ネットワークを、これからも進めていきたい。
- ・大学との連携を行う。学生が増えているので、接点があれば共にまちづくりができる。
- ・老人クラブ(シニアクラブ)は会員自体が高齢化しており、次期リーダーもいない。若い層の協力が必要。
- ・自治会単位で子ども会、婦人会、青年団等の組織があり、次世代との連携もとれていたが、現在は老人クラブ(シニアクラブ)以外の組織がなくなってしまった。地区社協や自治会としてのバックアップが必要ではないか。
- ・自治会と民生委員の連携も必要。自治会の会合に民生委員を呼んでもらうなど、顔つなぎも大切。

※9 子育てサロン……………地区社協等が地域のボランティアで実施する子育て親子が交流する機会を示す。地区社協では「子育てサロン」や「子育てトークの会」という名称を用いている。概ね0歳児から3歳児までが対象。パパを対象としたサロンもある。

- ・ 地域の見守りと言われるが、民生委員だけでは限界がある。地域内での連携が必要。
- ・ 地域で協働しての支えあいを提案したい。自治会を始め、各団体で協力してほしい。
- ・ 若い世代のPTAや消防団活動が地域と連携して取り組む活動ができると良い。活動の幅を広げ、ボランティア活動への参加につながっていかないだろうか。現にPTAも父母だけで手が回らず、地域との連携を求めているし、消防団も日常的な救援活動を考える等できないだろうか。

⑥災害時でも助け合いができる関係の視点

- ・ 要援護者、援護者の把握はできているが、具体的に「誰が」「誰を」支援するのかが決まっていないため、いざ災害が起きた時にどう動けばよいかわからない。
- ・ 緊急時に備えた名簿を作成、地域住民の内容を記載している。
- ・ 個人情報保護の問題で、災害時の対応がしにくい。
- ・ 防災訓練などを活発に進める（より安全になる）。
- ・ 車いす、タンカ、運ぶ人。災害時の要援護者避難に必要なものが全てない。自治会ともっと連携が必要。
- ・ 要援護者台帳はなくても、隣同士は知っていることが多い。孤独死の方の緊急連絡先を組長が知っていたケースもあった。隣近所での交流を進めるしかけが必要。
- ・ 地域で防災訓練をする時に、学校でも同時に訓練する時間をとってもらえると良いと思う。

⑦担い手の育成の視点

- ・ PTA 出身者が多くボランティアをやっている。仲間がそのまま子育てサロンを立ち上げ、運営協力してくれている。この活動を広げていきたい。みんなが活動に参加できるようになったら元気になる。
- ・ 地域に関心をもつ人材を育てる、地域の良さをもっと伝える。
- ・ 子育てサロンをボランティアで運営しているが、企画までなかなか手が回らない。講師等地域人材の発掘や活用が必要だ。
- ・ ボランティアは負担にならないやり方で、無理なくやれること。
- ・ 地域デビューをうまくしてもらうために、ボランティアと肩ひじ張らずにこれならできるということを見つけることが大事。S型デイサービスで手を貸していくということもボランティアの始まりになっていく。これらを地域づくりにつなげていく。
- ・ 小学生や中学生と交流すると意外としっかりしている。何か頼めないか？

⑧担い手の活動支援の視点

- ・ 定年後の方が取り組むことを考えていくべき、勤労者世代は難しい。
- ・ ボランティアとして行事に1、2回参加してくれる人はいるが、継続的な力にならない。長期的に支えることが出来る人材の発掘は課題。
- ・ 集合住宅の高層階の人は、高齢になると上ったり下りたりが大変。買い物やゴミ出しなど手伝ってくれるボランティアがいたら良いと思う。

⑨ 支え合う心の育成

- ・ 中学校と地域が共に取り組んだこと、中学生が地域活動に参加したことを、市が学力成績評価以上に評価してもらいたい。学校がやる気になる。
- ・ 無関心な人が多くなってきた。特に若い世代、世帯がボランティアが少ない。
- ・ 小学校4年生が授業でS型デイサービスを訪問した時の感想で、元気なおじいちゃんおばあちゃんがいたとの感想があった。子どもたちが実際の高齢者の姿を見る機会となっている。
- ・ 保育園で行っている福祉施設入所者との交流事業を小学校や中学校でも行くと、地域の子ども達が高齢者とふれあう機会が継続的になる。
- ・ 地域の福祉を考える時に、高齢者から考えると行き詰るが、子どもを中心に考えると広がりがあり、地域が回っていく。
- ・ 三世代の家庭が多いと感じる。気持ちの優しい子どもが多い。福祉委員会の活動や、防災の時に中学生が力となって動くように中学校でも伝えている。
- ・ S型デイサービス会場としては地区の外れのほうにあるが、今年度から小学生が交流に来てくれた。授業中だと時間や距離があり大変だと思うが、接することでお年よりの状態や気持ちを感じてほしい。
- ・ 子どものころからの学習が必要ではないか。学校教育でボランティアや地域活動への参画について基礎から教えられないか。1回、2回と続けていることで思いやりの精神が育まれるのではないか。
- ・ S型デイサービスに小学校4年生が参加しているが、今年、4年時に参加してくれた女兒が6年生になってお手伝いに来てくれた、高齢者への声掛けや気配りがさりげなく、温かかったので、4年生の経験が活かした。良い子が育ったと嬉しくなった。

⑩ 健康福祉に関する啓発の視点

- ・ せっかく地区社協で良い活動をしているのに住民から理解されていない。広報PRが必要。
- ・ ボランティアがどのような活動をしているかは、参加や出席をしてみても初めてわかるものであり、チラシで渡されても分からないのではないか。
- ・ 住民に関心をもってもらう仕組みをつくる、周りがやればやるという人にアピール。
- ・ 情報を広く知らせる広報部分の支援が必要。地域組織のバックアップを求めたい。
- ・ 民生委員が必要な情報のやり取りが、個人情報保護でできなくなっている。必要な情報のやり取りが出来るようになれば、見守りなどセーフティネットの網の目が細かくできる。

■ 第7章 ■

關係資料

関係資料

地域福祉活動計画策定の経過

期 日	会 議 等	内 容
平成 26 年 3月 12 日	江尻地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
7月 4 日	第 1 回策定委員会	計画策定における報告
9月 18 日	由比地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
9月 24 日	江尻地区福祉懇談会	懇談会
9月 25 日	南藁科地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
9月 26 日	安西地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
9月 27 日	東豊田地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
9月 30 日	安東地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
10月 1 日	高部地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
10月 4 日	長田南地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
10月 18 日	東源台地区福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
11月 19 日	第 1 回作業委員会	計画内容の報告及び実施計画について
11月 26 日	中山間地域福祉懇談会	計画内容の報告及び懇談会
12月 9 日	第 2 回作業委員会	計画内容の報告及び実施計画について
12月 18 日	第 2 回策定委員会	第 2 次計画の総括 計画内容の報告及び実施計画について
平成 27 年 1月 22 日	第 3 回作業委員会	実施計画について
2月 10 日	第 4 回作業委員会	実施計画について
2月 27 日	第 5 回作業委員会	計画内容の報告及び実施計画について
3月 12 日	第 3 回策定委員会	計画内容の報告及び実施計画について

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成 16 年 2 月 1 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、静岡市における地域福祉を計画的・効果的に推進するための地域福祉活動計画を策定することを目的として、地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第 2 条 委員会は、本会会長の諮問に応じ、専門的見地から地域福祉活動計画を策定し、本会会長に答申する。

(委員の構成等)

第 3 条 この委員会は、次に掲げる分野の中から総数 20 名以内で構成し、本会会長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 2 名以内
- (2) 学識経験者 5 名以内
- (3) 住民組織代表者 6 名以内
- (4) 保健、医療、福祉関係者 10 名以内
- (5) その他関係領域の関係者 3 名以内
- (6) 行政関係者 2 名以内

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員会は、委員長が招集し、その都度議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、地域福祉活動計画策定完了までとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

- 3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 4 委員会の議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(作業委員会等の設置)

第7条 委員会に作業委員会を設置する。

- 2 作業委員会の設置については、別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 静岡市葵区城内町1番1号に置く。

(評価委員会)

第9条 事業の進捗状況に応じた評価の実施にあたり、第三者の意見を求めるため、静岡市地域福祉活動計画評価推進委員会を設置する。

- 2 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(外部会議等への参加)

第10条 委員は、本会会長の求めに応じ、地域福祉活動計画の策定に際して行われる住民との懇談会や静岡市または関係機関が主催する外部会議等において、地域福祉活動計画策定に関わる意見を求められた場合には、委員長が指名した者がこれに参加することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

策定委員会委員名簿

(50音順、敬称略)

委員氏名	選出母体等	備考
江原 勝 幸	静岡県立大学短期大学部 准教授	委員長
大石 信 弘	精神保健福祉士・社会福祉士事務所静岡まちとも	
大石 学	清水災害ボランティアネットワーク代表	
大川 美佐子	特定非営利活動法人あそび子育て研究協会 中部支部代表	
木村 幸 男	学識経験者	
佐野 可代子	静岡市清水手をつなぐ育成会会長	
清水 一 磨	静岡市校長会（北沼上小学校）	
杉本 和 美	特定非営利活動法人地域支援ネットゆう管理者	
杉山 嘉 一	飯田地区社会福祉協議会会長	
杉山 元 太	特定非営利活動法人ゆうゆう舎管理者	
鈴木 健 治	静岡市自治会連合会会長	
鈴木 俊 文	静岡県立大学短期大学部 講師	副委員長
服部 和 博	蒲原地区社会福祉協議会会長	
東山 喬 彦	静岡市ボランティア団体連絡協議会会長	
牧野 善 浴	特定非営利活動法人静岡市障害者協会会長	
松井 準	横内地区社会福祉推進協議会会長	
松永 秀 昭	静岡市保健福祉局福祉部参与兼福祉総務課長	
三重野 隆 志	学識経験者	
宮下 能 弘	西豊田地区社会福祉協議会会長	
和田 哲 也	静岡市民生委員児童委員協議会会長	

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定作業委員会設置要綱

平成 16 年 2 月 1 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第 7 条に定める作業委員会（以下、「作業委員会」という。）を設置し、地域福祉活動計画の策定にあたり策定委員会を補佐し、策定に伴う各種作業を行うものとする。

(役割)

第 2 条 作業委員会は次のことを行う。

- (1) 計画策定に必要な関係資料の整理、分析
- (2) 社協活動や行政制度等の現状の整理、分析
- (3) 策定委員会に提出する事項の取りまとめ及びその資料の作成
- (4) その他、策定委員会から依頼された事項

(委員の構成等)

第 3 条 作業委員会は、次に掲げるものをもって構成し、策定委員会委員長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 静岡県社会福祉協議会職員
- (3) 関係行政職員
- (4) 住民組織代表
- (5) 静岡市社会福祉協議会職員

(委員長及び副委員長)

第 4 条 作業委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、作業委員会を代表し、会務を総括する。

4 作業委員会は、委員長が招集し、その都度議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、地域福祉活動計画策定完了までとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局作業プロジェクトチームの設置)

第6条 作業委員会において検討する事項についての調査研究及び提出資料等作成のため静岡市社会福祉協議会事務局内に作業プロジェクトチームを設置する。

2 作業プロジェクトチームのメンバーは、本会会長が指名する。

(事務局)

第7条 作業委員会の事務局は、社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 静岡市葵区城内町1番1号に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は作業委員会において定める。

附則

この要綱は平成26年4月1日より施行する。

策定作業委員会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	選出母体等	備考
大石 信弘	精神保健福祉士・社会福祉士事務所静岡まちとも	
杉山 嘉一	飯田地区社会福祉協議会会長	
鈴木 俊文	静岡県立大学短期大学部 講師	委員長
西村 慎言	静岡県社会福祉協議会 地域福祉課長	
東山 喬彦	静岡市ボランティア団体連絡協議会会長	
松井 準	横内地区社会福祉推進協議会会長	
三重野 隆志	学識経験者	副委員長
宮下 能弘	西豊田地区社会福祉協議会会長	

地域福祉活動計画策定委員会委員長メッセージ

阪神・淡路大震災から20年、東日本大震災から4年。時間の経過と共に人々の記憶や関心は薄れ、その多くが実感の薄い「過去の出来事」として語られていく。しかし、古代からこの日本列島では、繰り返し大地震に襲われている事実が文献や地表調査などで明らかになっている。よって、震災後の安定した年月は、あくまでも次の大地震の間＝「震間」に過ぎないという指摘がある。複雑なプレートの上で、地下に無数の断層を抱える日本列島は、地震被害から逃れられる地域は皆無であり、特に東海地方は何度も大地震に襲われている地域である。近年は、各地で風水害・火山噴火などの自然災害による被害が拡大していることを考えると、この平穏な時間は「災間」の貴重でかけがえのないひと時である。この「地域福祉活動計画」及び「実施計画」においても災害時の支え合いに取り組むこととしているが、災害時に支え合いの力を発揮させるためには、災害・防災の問題として特化させるのではなく、「震間・災間」である平常時に地域住民と共にいかに身近な地域での関わり合いや福祉力を向上させられるかが問われてくる。普段の何気ない気配りや関わり合いこそがその力の源である。

この度、平成27年度から静岡市の地域福祉は、自助・共助・公助の役割や活動を明確化・具体化する行政としての「静岡市地域福祉計画」及び地域福祉を推進する民間の立場で静岡市社会福祉協議会が取り組む「静岡市地域福祉活動計画」の二つの地域福祉計画を一体的に策定し、その連携に基づく新たな支え合いづくりを目指して一元化することになった。そして、地域住民や関係機関等と取り組む社会福祉協議会のこの活動計画及び実施計画は、地区懇談会（10カ所）、作業委員会（5回）、策定委員会（3回）を経て約1年間をかけ、住民の声やニーズに基づき社協職員・策定委員会委員と共に練り込んで策定したものである。具体的な各取り組みの部分で詰め切れていない部分は計画実施の実践上の課題として残るが、葵区・駿河区・清水区の各区レベルにおいて実施計画が策定された意義は大きい。今後の計画実施に当たり、各区の状況や課題を的確に踏まえ、地区社協をはじめ様々な関係組織・機関等と連携して年度ごとに誰が、何を、どうするのかについて手段や方法を明確化し、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善実施（Act）のPDCAサイクルで普段の支え合い・関わり合いを強め、活動実績を積み上げていくことが求められる。時代・制度の変化に柔軟に対応しながら、住民同士の支え合いにどう踏み込んでいくのか、地域で顕在化する問題や潜在化する課題に対してどう対処していくのか、住民参画による地域の福祉力がまさに問われている。この活動計画及び実施計画に基づき、平常時の「震間・災間」での実践活動として、住民主体の地域福祉が展開されるよう大きく期待したい。結びに、計画策定に関わった多くの皆様方のご尽力に、心からお礼を申し上げます。

第3次地域福祉活動計画策定委員会委員長
江原勝幸

地域福祉活動計画策定委員会副委員長メッセージ

平成26年度、一年かけて取り組んで参りました第3次地域福祉活動計画実施計画が出来上がりました。

今期の策定は、「第3次静岡市地域福祉基本計画」として、地域福祉計画及び地域福祉活動計画、二つの計画を一体的に進めることで、目標や方向性を共有し、地域福祉の推進をはかるべく連携をさらに深めることを目指して取り組んで参りました。前計画の実施状況と効果の検証を進めるなか、「数値」として、地域福祉活動全体がより充実している傾向にあることがわかる一方で、地域住民をはじめ様々な関係機関の皆さまの「声」からは、ボランティアの担い手確保や自治会参加率の問題、継続的な地域交流や支え合い活動を維持するためのしくみづくりや連携の課題が根付いていることも明らかになりました。この「数値」と「声」の相違こそ、地域福祉活動の重要な評価視点であると考えております。この相違を丁寧に紐解くと、そこには実施状況と結果のあいだで生じている担い手と受け手の「手ごたえの差」や、地域や関係機関とのあいだで生じている機能や「問題意識の差」、活動推進を停滞させる「つながりの壁」などがあることが明らかになりました。同時に、実施計画に求められる視点とは、こうした活動や効果の背後にある実態的な課題に柔軟に対応できる（実行力を生み出す）中身と、活動の質を維持できる（担い手を支援できる）連携のあり方が極めて重要であることを痛感いたしました。

策定作業過程では、こうした地域福祉活動の「基盤」をより強化することを目指し議論を重ね、今期の実施計画より、区の概況と地域福祉推進の現状と課題を丁寧に記載すると共に、それらに対応するための具体化した個別の実施計画を、三区（葵区、駿河区、清水区）ごとに整理した中身に一新いたしました。これにより、計画を推進していくうえで要となる地域特性をふまえた課題の設定や、連携関係機関等の明確化もより重視された計画となりました。今後、活動を進める過程において、様々な課題が浮き彫りになることは明らかなです。しかし、福祉活動の参加をとおして生まれる課題の発生と発見は、それらを共有することで「つながり」が育まれ強化されていく重要なプロセスであると考えております。その実現には、地域住民や福祉事業関係者、ボランティア、行政等による協働が必要不可欠です。それぞれの立場や役割を果たしながら「地域福祉活動」を創出していくプロセスを共有できる一体感が得られたとき、そこに「一人ひとりがつながり合い、支え合いながらみんなで作る安心の地域」というあるべき姿の実現があると考えております。

結びに、本計画の策定作業にあたり、地域住民をはじめ様々な関係機関の皆様のご理解とご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げますと共に、今後も地域福祉活動の推進のためのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

第3次地域福祉活動計画策定委員会副委員長
鈴木俊文

静岡市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画

□発行 平成27年3月

□発行者 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

〒420-0854 静岡市葵区城内町1-1

TEL 054-254-5213

FAX 054-252-2420

葵区地域福祉推進センター

〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号
城東保健福祉エリア 静岡市地域福祉交流プラザ内
TEL 054-249-3183 FAX 054-209-0128



駿河区地域福祉推進センター

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町25番21号
静岡市南部生涯学習センター敷地内
TEL 054-280-6150 FAX 054-286-9545



清水区地域福祉推進センター

〒424-0807 静岡市清水区宮代町1番1号 静岡市清水社会福祉会館内
TEL 054-371-0292 FAX 054-367-2460

[蒲原事務所]

静岡市清水区蒲原721番地の4 静岡市蒲原保健福祉センター内
〒421-3203 TEL 054-385-5554 FAX 054-385-5682

[由比事務所]

静岡市清水区由比北田450番地 静岡市清水保健福祉センター由比分館内
〒421-3104 TEL 054-376-0294 FAX 054-376-0416



社会福祉法人

静岡市社会福祉協議会

〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター内

- 総務課・経理課・会計監理室 TEL 054-254-5213 FAX 054-252-2420
- 施設サービス課 TEL 054-273-8133 FAX 054-205-2701
- 地域福祉推進課 TEL 054-255-7127 FAX 054-653-0039
- 地域福祉権利擁護センター TEL 054-273-8090 FAX 054-273-8118
- 介護事業課 TEL 054-253-9373 FAX 054-273-7793

